

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	高知県越知町

越知町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	越知町産業課
所在地	高岡郡越知町越知甲 1 9 7 0 番地
電話番号	0 8 8 9 - 2 6 - 1 1 0 5
F A X 番号	0 8 8 9 - 2 6 - 0 6 0 0
メールアドレス	sangyou@town.ochi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、ハクビシン、アナグマ カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス） ノウサギ、キジバト、カワウ、アオサギ
計画期間	令和3年度 ～ 令和5年度
対象地域	高知県越知町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	0.0万円、0.00ha
	雑穀（イモ）	0.9万円、0.03ha
	野菜（スイカ、トウモロコシ、シメジ、ショウガ）	19.6万円、0.09ha
	果樹（ダイダイ）	0.5万円、0.03ha
	工芸作物（サンショウ）	8.2万円、1.33ha
シカ	野菜	0.0万円、0.00ha
	果樹	0.0万円、0.00ha
	森林	0.0万円、0.00ha
サル	野菜（トウモロコシ）	0.5万円、0.002ha
	果樹	0.0万円、0.00ha
タヌキ	野菜	0.0万円、0.00ha
	果樹	0.0万円、0.00ha
ハクビシン	野菜	0.0万円、0.00ha
	果樹（ナシ）	5.9万円、0.08ha
アナグマ	野菜	0.0万円、0.00ha
	果樹	0.0万円、0.00ha
カラス類	水稲	0.0万円、0.00ha
	雑穀	0.0万円、0.00ha
	野菜	0.0万円、0.00ha
	果樹	0.0万円、0.00ha
ノウサギ	野菜	0.0万円、0.00ha

キジバト	水稲	0.0万円、	0.00ha
	雑穀	0.0万円、	0.00ha
	野菜	0.0万円、	0.00ha
カワウ	魚類 (アユ)	0.0万円、	0.00kg
アオサギ	魚類 (アユ)	0.0万円、	0.00kg

(2) 被害の傾向

イノシシ

- ・イノシシによる被害は、4月から野菜類の被害、5月後半から水稲（早稲・中生）被害が発生している。特に、8月、9月、10月の刈り入れ時期になると町全域で被害が特に多い。

シカ

- ・シカによる農作物への被害は、現在報告されていないが、いの町との町境の片岡地区の山林では木の根の掘り起こし等の被害があり、果樹への被害や植林への剥皮、若芽被害が懸念される。

サル

- ・サルによる被害は、年間を通して発生しており、野菜類、イモ類、果樹等への食害が見られる。また、被害区域では群れの存在も報告されており、被害は深刻である。

タヌキ・ハクビシン・アナグマ

- ・タヌキ等による被害は、野菜・果樹類への食害が発生している。被害区域は中山間地域が中心だったが、近年市街地にまで広がりを見せている

カラス類

- ・カラスによる被害は、平成29年度以降報告されていないが、過去に事例としてあった、水稲の苗の踏み倒し、野菜類、果樹等への食害等全般的な被害が懸念される。

ノウサギ

- ・ノウサギによる被害は、平成29年度以降報告されていないが、過去に事例のあった、今成地区での野菜類への被害が懸念される。

キジバト

- ・キジバトによる被害は、近年報告されていないが、過去に事例のあった野菜類、特に穀類への被害が懸念される。

カワウ

- ・カワウによる被害は、アユ等の稚魚への被害が懸念される。

アオサギ

- ・アオサギによる被害は、アユ等の稚魚への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和元年度実績)	目標値 (令和5年度)
被害金額		
イノシシ	29.2万円	20.5万円
シカ	0.0万円	0.0万円
サル	0.5万円	0.3万円
タヌキ	0.0万円	0.0万円
ハクビシン	5.9万円	4.2万円
アナグマ	0.0万円	0.0万円
カラス類	0.0万円	0.0万円
ノウサギ	0.0万円	0.0万円
キジバト	0.0万円	0.0万円
カワウ	0.0万円	0.0万円
アオサギ	0.0万円	0.0万円
被害面積		
イノシシ	1.47ha	1.02ha
シカ	未然に被害を防ぐ	未然に被害を防ぐ
サル	0.002ha	0.0014ha
タヌキ	0.00ha	0.00ha
ハクビシン	0.08ha	0.056ha
アナグマ	未然に被害を防ぐ	未然に被害を防ぐ
カラス類	0.00ha	0.00ha
ノウサギ	0.00ha	0.00ha
キジバト	0.00ha	0.00ha
カワウ	未然に被害を防ぐ	未然に被害を防ぐ
アオサギ	未然に被害を防ぐ	未然に被害を防ぐ

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲許可 ・ 捕獲報償金の支給 ・ 狩猟免許試験周知 ・ 猟友会への補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化による捕獲従事者の減少、新たな従事者の確保 ・ 捕獲技術の向上
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落でワイヤーメッシュ柵、電気柵の設置により被害防止を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点在する農地が多いが、共同防除の取り組みを実施することが必要である。 ・ 緩衝帯の整備、地域住民に対する啓発活動が課題となっている。

(5) 今後の取組方針

鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報把握に努め、高知県鳥獣被害防止総合対策交付金制度を活用し、効果的な侵入防止柵設置等による防除対策を主体としつつ、猟友会との連携を密にして有害鳥獣捕獲対策への取り組みを図る。

また、鳥獣被害対策実施隊員を中心に捕獲体制の確立を図り、捕獲活動や被害防止対策の指導を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

被害の報告等を受け、鳥獣被害対策実施隊に鳥獣捕獲許可書を交付し鳥獣被害の駆除捕獲を行う。また、鳥獣被害対策実施隊員のうち、主に対象鳥獣の捕獲に従事する者を対象鳥獣捕獲員に任命する。

なお、鳥獣被害対策実施隊員の体制、規模等については、6の(3)のとおり。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、ハクビシン、アゲマ、カラス類、ノウサギ、キジバト、カウ、アオサギ	高吾地区猟友会、各地域の猟友会及び鳥獣保護管理員等と連携を図りながら、有害鳥獣の捕獲、狩猟免許取得のための事前講習会を高知県猟友会と連携して行い、狩猟者の確保を進めていく。また、県等が開催する捕獲技術に関する講習会等に積極的に参加し、捕獲技術の向上及び普及並びに担い手の育成に取り組む。
令和4年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、ハクビシン、アゲマ、カラス類、ノウサギ、キジバト、カウ、アオサギ	高吾地区猟友会、各地域の猟友会及び鳥獣保護管理員等と連携を図りながら、有害鳥獣の捕獲、狩猟免許取得のための事前講習会を高知県猟友会と連携して行い、狩猟者の確保を進めていく。また、県等が開催する捕獲技術に関する講習会等に積極的に参加し、捕獲技術の向上及び普及並びに担い手の育成に取り組む。
令和5年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、ハクビシン、アゲマ、カラス類、ノウサギ、キジバト、カウ、アオサギ	高吾地区猟友会、各地域の猟友会及び鳥獣保護管理員等と連携を図りながら、有害鳥獣の捕獲、狩猟免許取得のための事前講習会を高知県猟友会と連携して行い、狩猟者の確保を進めていく。また、県等が開催する捕獲技術に関する講習会等に積極的に参加し、捕獲技術の向上及び普及並びに担い手の育成に取り組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシについては、H29年度：308(頭)、H30年度：212(頭)、R元年度：400(頭)と推移しているが、R2年度実績見込み：377(頭)を鑑み被害を軽減するために、各年350頭の捕獲を計画する。</p> <p>シカについては、H29年度：2(頭)、H30年度：7(頭)、R元年度：7(頭)の捕獲実績があり、R2年度実績見込み：7(頭)を鑑み被害を軽減するために、各年20頭の捕獲を計画する。</p> <p>サルについては、H29年度：11(頭)、H30年度：9(頭)、R元年度：11(頭)と推移しており、R2年度実績見込み：5(頭)を鑑み、被害を軽減するために、各年10頭の捕獲を計画する。</p> <p>タヌキについては、H29年度：375(頭)、H30年度：260(頭)、R元年度：294(頭)の捕獲実績があり、R2年度実績見込み：265(頭)を鑑み、被害を軽減するために、各年300頭の捕獲を計画する。</p> <p>ハクビシンについては、H29年度：82(頭)、H30年度：86(頭)、R元年度：109(頭)の捕獲実績があり、R2年度実績見込み：101(頭)を鑑み、被害を軽減するために、各年100頭の捕獲を計画する。</p>

アナグマについては、H29年度：22(頭)、H30年度：31(頭)、R元年度：25(頭)の捕獲実績があり、R2年度実績見込み：39(頭)を鑑み、被害を軽減するために、各年30頭の捕獲を計画する。

カラス類については、H29年度：721(羽)(H26年度：19羽)、H30年度：487(羽)(H27年度：132羽)、R元年度：437(羽)(H28年度：287羽)と推移しているが、R2年度実績見込み：257(羽)(H29年度実績見込み：747羽)を鑑み、被害を軽減するために、各年500羽(600羽)の捕獲を計画する。

ノウサギについては、H29年度：1(羽)、H30年度：1(羽)、R元年度：0(羽)の捕獲実績があり、被害を防止するために、各年10羽の捕獲を計画する。

キジバトについては、H29年度：2(羽)、H30年度：4(羽)、R元年度：1(羽)の捕獲実績があり、被害を軽減するために、各年10羽の捕獲を計画する。

カワウについては、H29年度：2(羽)、H30年度77(羽)、R元年度：53(羽)(H28年度：56羽)の捕獲実績があり、被害を軽減するために、各年50羽の捕獲を計画する。

アオサギについては、H29年度：10(羽)、H30年度：17(羽)、R元年度：11(羽)の捕獲実績があり、アユ等の稚魚への被害を軽減するために、各年20羽(10羽)の捕獲を計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	350	350	350
シカ	20	20	20
サル	10	10	10
タヌキ	300	300	300
ハクビシン	100	100	100
アナグマ	30	30	30
カラス類	500	500	500
ノウサギ	10	10	10
キジバト	10	10	10
カワウ	50	50	50
アオサギ	20	20	20

捕獲等の取組内容
<p>捕獲区域については町内全域を対象とし、被害状況を勘案して適切な時期・場所・捕獲方法(わなや銃器等)により捕獲を行う。</p> <p>なお、捕獲に当たっては猟友会等と情報交換・協議等を重ね最善策を立てる。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵 電気柵の設置 0.3km	ワイヤーメッシュ柵 電気柵の設置 1.0km	ワイヤーメッシュ柵 電気柵の設置 1.0km

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ シカ サル タヌキ ハクビシン アナグマ ノウサギ	猟友会、関係機関等と協議を重ね、有効策の検討をすると共に、野生鳥獣の誘引物となる余剰作物等の除去や、ヤブの刈り払い等の環境整備に取り組む。
令和4年度	イノシシ シカ サル タヌキ ハクビシン アナグマ ノウサギ	猟友会、関係機関等と協議を重ね、有効策の検討をすると共に、野生鳥獣の誘引物となる余剰作物等の除去や、ヤブの刈り払い等の環境整備に取り組む。
令和5年度	イノシシ シカ サル タヌキ ハクビシン アナグマ ノウサギ	猟友会、関係機関等と協議を重ね、有効策の検討をすると共に、野生鳥獣の誘引物となる余剰作物等の除去や、ヤブの刈り払い等の環境整備に取り組む。

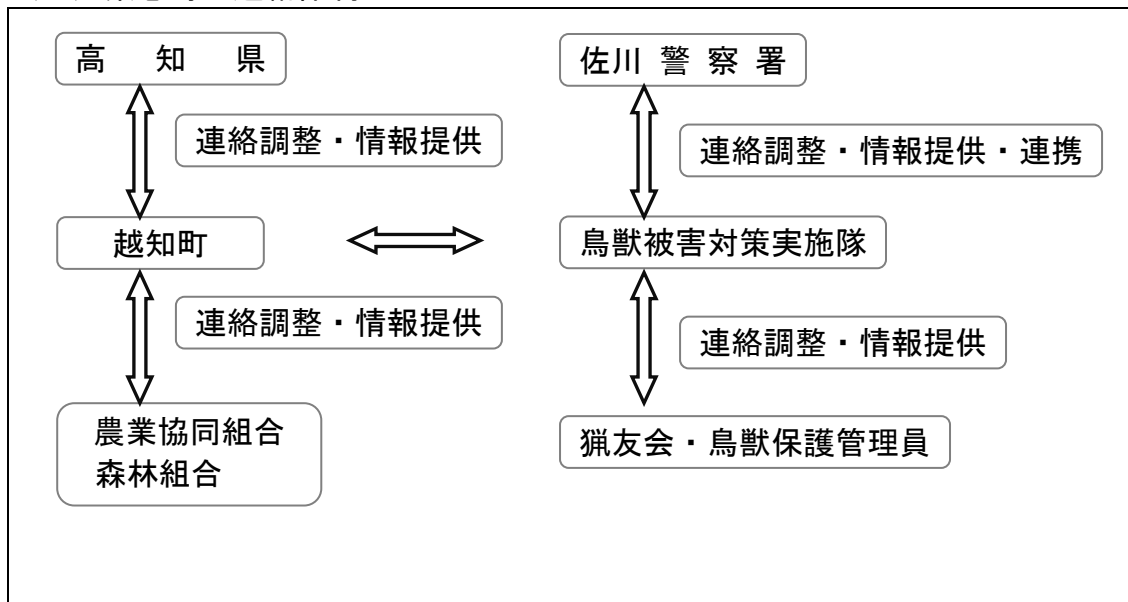
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、出動
猟友会	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供

農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
森林組合	地域巡回、情報収集・提供
越知町	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
佐川警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	越知町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
越知町	協議会事務局及び協議会に関する連絡調整
越知地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施、農林業従事者に対する狩猟免許取得の奨励
高知県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、鳥獣保護に関する業務
高知県農業協同組合	農業者からの情報収集、鳥獣被害対策専門員の派遣、営農指導、防止対策事業の推進
仁淀川森林組合	有害鳥獣関連情報の提供
越知町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供
高吾農業改良普及所	有害鳥獣関連情報の提供
越知町立横倉山自然の森博物館	有害鳥獣関連情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県 鳥獣対策課	助言と情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設 任 構 規 実施隊が行う被害防止施策 事 務	置 日：平成25年10月1日 期：1年限り（毎年更新） 成：民間隊員34名（うち、対象鳥獣捕獲員34名） 市町村職員1名（うち、対象鳥獣捕獲員0名） 模：民間隊員（越知地区34名） 集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、生息・ 被害調査、広報、啓発等 局：越知町産業課
--	---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

高齢化による狩猟免許者の減少が懸念されることから、猟友会等と協議し後継者対策等育成に努める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣を食用として利用する場合は、「食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）」や「よさこいジビエ衛生管理ガイドライン（平成27年5月高知県作成）」の内容を参考にする。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関等との連絡を密にして被害状況を的確に把握すると共に、防除と捕獲両面からの対策を図る。また、野生鳥獣に強い高知県づくり事業導入により生息環境管理を行う。